

# 建設工事等指名競争入札参加資格申請における

## 社会保険等加入義務について

令和3・4年度建設工事等指名競争入札参加資格審査申請から、経営事項審査（以下『経審』とする。）

必要業種に登録される事業者が資格審査申請を行うためには、雇用保険・社会保険及び厚生年金保険の加入を必須とさせていただきます。そのため、法令上の適用事業者は必要な保険に加入していないと、申請することができません（適用除外の事業者は除きます。）。

※経審必要業種とは

建設業法第27条の23に定める経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない業種のことをいい、以下の表に記載される業種が該当となります。

経審必要業種							
業種番号	申請業種	業種番号	申請業種	業種番号	申請業種	業種番号	申請業種
01	道路舗装工事	34	拡声装置	61	水道管更生工事	94	伸縮継手
02	橋りょう工事	35	畳	62	石綿処理	95	鉄鋼加工
03	河川工事	36	内装仕上	63	機械器具設置	96	ウエルポイント
04	水道施設工事	37	一般塗装	64	屋根	97	パイプライニング
05	下水道施設工事	38	橋りょう塗装	66	金網さく	98	脱硫・脱臭
06	一般土木工事	39	防水	67	板金	99(01)	基準タンク
07	建築工事	40	鉄骨架橋	68	サッシュ	99(02)	安全溝設置
08	電気工事	41	鋼けた	69	シャッター	99(04)	空気搬送
09	給排水衛生工事	42	PCけた	70	起重機	99(06)	床版補強
10	空調工事	43	水門門扉	72	冷凍・冷蔵庫工事	99(07)	電源設備
16	さく井	44	ポンプ据付け	73	グラウト	99(08)	発電設備
19	しゅんせつ・埋立て	45	水処理装置	74	道路標識設置	99(09)	電気防食
20	しゅんせつ	46	焼却設備	75	道路標示塗装	99(10)	給湯器・浴槽設備工事
21	潜かん	47	ボイラー	76	ガードレール	99(11)	床仕上
22	軌道	48	エレベーター	77	モルタル吹付け	99(12)	放射線防御
23	シールド工事	49	電車線架線	78	植生	99(14)	飛散防止工事
24	推進工事	50	地中線	79	運動器具設置	99(17)	厨房
25	地下鉄工事	51	鉄道信号装置	80	テレビ共聴工事	99(20)	石工事
27	造園	52	計装装置	81	防音壁・しゃ音壁	99(23)	自動ドア装置
28	運動場施設	53	沈砂池・沈殿池機械設備工事	82	舞台装置	99(24)	強化樹脂板取付
29	コンクリートプレハブ	55	送風機機械設備工事	84	と場施設	99(25)	医療ガス配管
30	鉄骨プレハブ	56	ばっ気槽散気設備工事	86	ガソリンスタンド	99(26)	高圧ガス配管
3100	解体工事	57	汚泥脱水設備工事	87	PCタンク	99(30)	集じん装置
3101	ひき家	58	消化槽機械設備工事	91	すべり止め舗装	99(33)	タイル工事
32	消火設備	59	ガス貯留設備工事	92	樹脂塗装		
33	電話・通信	60	公設ます工事	93	陸上信号機		

上記の経審必要業種に申請される場合、以下の書類が必要となります。

①経営事項審査結果通知で保険加入が『有』となっている場合

経審の状況	説明
経営事項審査結果通知	通知書で確認できるため、その他の書類は不要です。

裏面に続く

②経営事項審査結果通知で保険加入が『無』となっている場合

	必要書類	説明
雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の雇用保険領収書及び労働保険概算確定保険料申告書（写）又は保険料納入証明書</li> <li>・新規加入のため保険料の納付実績が無い場合：雇用保険適用事業所設置届事業主控（写）等保険加入を証明する書類</li> </ul>	都道府県労働局又は雇用保険の手続きを行った公共職業安定所等が発行したものです。
健康保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の納入告知兼領収書（写）又は保険料納入証明書</li> <li>・新規加入のため保険料の納入実績が無い場合：健康保険適用事業所関係事項確認（申請）書等保険加入を証明する書類</li> </ul>	健康保険組合、日本年金機構又は事業者が所在する地域を管轄する年金事務所等が発行したものです。
厚生年金保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の納入告知兼領収書（写）又は保険料納入証明書</li> <li>・新規加入のため保険料の納入実績が無い場合：厚生年金保険適用事業所関係事項確認（申請）書等保険加入を証明する書類</li> </ul>	<p>日本年金機構又は事業者が所在する地域を管轄する年金事務所等が発行したものです。</p> <p>※社会保険等（雇用保険・健康保険及び厚生年金保険）に加入義務のない場合は、届出書を提出してください。</p>

③経審を受けていないが、経審必要業種に申請する場合

	必要書類	説明
雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の雇用保険領収書及び労働保険概算確定保険料申告書（写）又は保険料納入証明書</li> <li>・新規加入のため保険料の納付実績が無い場合：雇用保険適用事業所設置届事業主控（写）等保険加入を証明する書類</li> </ul>	都道府県労働局又は雇用保険の手続きを行った公共職業安定所等が発行したものです。
健康保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の納入告知兼領収書（写）又は保険料納入証明書</li> <li>・新規加入のため保険料の納入実績が無い場合：健康保険適用事業所関係事項確認（申請）書等保険加入を証明する書類</li> </ul>	健康保険組合、日本年金機構又は事業者が所在する地域を管轄する年金事務所等が発行したものです。
厚生年金保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の納入告知兼領収書（写）又は保険料納入証明書</li> <li>・新規加入のため保険料の納入実績が無い場合：厚生年金保険適用事業所関係事項確認（申請）書等保険加入を証明する書類</li> </ul>	<p>日本年金機構又は事業者が所在する地域を管轄する年金事務所等が発行したものです。</p> <p>※社会保険等（雇用保険・健康保険及び厚生年金保険）に加入義務のない場合は、届出書を提出してください。</p>

※上記保険が適用除外の時は『社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）の加入義務が無いことの届出書』を提出してください。（様式については契約検査課で配布しております。）